

宿泊事業者のみなさまの感染拡大防止策や新たな需要に対応するための取組を支援します!!

-富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金のご案内-



©富山県

事業目的

新型コロナによる経済活動への影響を受ける県内宿泊事業者の、

感染防止対策費用や**感染症収束後の新たな観光需要を取り込むための前向きな取組みに対する投資経費**の一部を助成します。

補助対象事業者

旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、県内で宿泊施設を営業する者

※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する営業形態をとっている場合を除く。

補助対象事業

補助対象事業	補助対象経費	
		例
感染症防止対策のための取組み（物品購入）	富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合による感染拡大予防ガイドラインに対応するために実施する感染拡大防止対策に必要な設備、機器、必需品等の導入に要する経費、専門家による感染防止策に係る検証等に要する経費	【機器類】 サーモグラフィ、体温計、空気清浄機、アルコール噴霧器、サーキュレーター、パーティション等 【必需品】 マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液、使い捨て食器類等
新たな需要に対応するための取組み（前向き投資）	マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発等、新たな需要に対応するための取組みに要する経費	ワーケーションスペースを用意するための改修・無線LANの整備、食事スペースの改修やテーブル・什器の購入、非接触チェックインシステムの導入等

※補助金の交付を受けるためには、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合が別に実施する「とやま安心の宿」認証制度の認証を取得する必要があります。

補助率など

補助対象期間	補助率	補助限度額
(1) 令和3年7月1日～令和4年1月31日	(国・県) 5/6	1事業者あたり 補助限度額：833万円 〔すべて遡及適用分である場合 補助上限額：500万円〕
※ 遡及適用分 (2) 令和2年5月14日～令和3年6月30日	(国) 1/2	

申請期間

令和3年7月1日（木）～令和3年11月30日（火）

※予算額に達した時点で受付を終了します。

詳細は、県HP（右QRコード）を確認ください。



お問合せ先

富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合（補助事業実施先）

「富山県宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金」事務局

TEL：076-443-2737（平日9:00～18:00）

MAKE
TOYAMA
STYLE

BEYOND CORONA WITH US